

# オンライン委員会実施における検討事項について

## 1 諮問項目の概要

### 〔オンライン委員会の実施方法について〕

新型コロナウイルス等の重大な感染症のまん延や災害等の発生により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認められる場合に、映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができる「オンライン委員会」を開催するための具体的な手続き等について協議する。

## 2 佐倉市議会の現状

令和4年度に議場・委員会室等のWi-Fi環境を整備し、また、今年度から全議員にタブレット端末の貸与を開始したことから、ハード、ソフトの両面において、オンライン委員会実施の環境が整備された。

オンライン委員会の実施を可能とするため、令和4年度中に委員会条例や会議規則等の関係例規の改正を行ったが、実際の運用方法等については協議を行っていないため、実施方法に関する要綱・申し合わせ等を定めておく必要がある。また、それらの策定にあたっては、執行部側との調整についても検討する必要がある。

## 3 想定パターン

	例 1	例 2	例 3
正副委員長	委員会室	委員長又は正副委員長が オンライン	オンライン
委員	一部又は全委員が オンライン	一部又は全委員が 委員会室	オンライン
議会事務局	委員会室	委員会室	オンライン
執行部	委員会室	委員会室	オンライン
傍聴者	委員会室	委員会室	オンライン

## 4 オンライン委員会の運営に関する主な留意事項

- ・開会の手順（具体的な手順や手続）
- ・出席確認①（オンラインで参加する委員のなりすましを防止する方法）
- ・出席確認②（出席とみなすことができない（退席したとみなす）要件）
- ・正副委員長の互選（現状においては、オンライン委員会では指名推薦が適当）
- ・表決方法
- ・秩序保持（委員会の秩序保持の方法をあらかじめ定めておくことが適当）
- ・除斥、自主退席（除斥、自主退席の方法は、あらかじめ定めておくことが適当）
- ・委員外議員、請願紹介議員の出席（ID、パスワードなどの通知）
- ・議長の出席（ログイン、発言などの具体的な方法は、あらかじめ定めておくことが適当）
- ・議案、文書による動議及び資料などの提出と取扱い（あらかじめ委員長に提出することが原則）
- ・公述人、参考人（オンラインで徴取は可能と考えるが、なりすまし防止が必要）
- ・傍聴（総務省通知（委員会の様子を住民が見聞きできる環境の確保）の趣旨を踏まえて定める）
- ・その他（委員の責務など）